

恵庭市告示第8号

恵庭市墓地使用料等収納事務委託告示

地方自治法第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、同法同条第2項の規定に基づき告示する。

指定した歳入の徴収又は収納事務

恵庭市墓地の設置及び管理条例（昭和43年条例第19号）に規定する使用料及び管理料の収納事務

歳入の徴収又は収納の事務の指定を受けた者

住所 恵庭市黄金南1丁目313番地5

氏名 恵庭まちづくり協同組合 理事長 齊藤 一史

指定公金事務取扱者指定の日

令和8年3月31日

委託した公金事務の開始日

令和8年4月 1日

令和8年4月1日

恵庭市長 原田 裕

